

令和7年 第9回

## 教育委員会定例会議録

令和7年7月10日（木）

港区教育委員会

## 港区教育委員会会議録

第2661号

令和7年第9回定例会

日 時 令和7年7月10日(木) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員 員	山 内 慶 太
	委 員 員	中 村 博
	委 員 員	鈴 木 令 奈

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	教 育 長 室 長	若 杉 健 次
	教育人事企画課長	大久保 和 彦

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	島 村 昂 佑

### 「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2658号 第5回定例会

日程第2 審議事項

1 港区立幼稚園教育職員の人事について (非公開)

日程第3 報告事項

1 令和7年第2回港区議会定例会の質問について

「開会」

○教育長 それでは時間になりましたので、ただいまから令和7年第9回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は田谷委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りいたします。日程の第2「審議事項」第1「港区立幼稚園教育職員の人事について」この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づきまして非公開といたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第1については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたします。

### 日程第1 会議録の承認

#### 第2658号 第5回定例会

○教育長 日程の第1「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載をした1件の会議録につきましては、承認ということでおろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは承認することに決定をいたしました。会議録については、公開に向け速やかに準備を進めてまいります。

### 日程第2 審議事項

#### 1 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 次に日程の第2「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第41号「港区立幼稚園教育職員の人事について」これは非公開での審議にします。

(非公開審議)

### 日程第3 報告事項

#### 1 令和7年第2回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に日程の第3「報告事項」に入ります。報告事項第1「令和7年第2回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、本日付教育委員会報告資料No. 1を御覧ください。13枚ものになってございます。昨週、7月4日に閉会をいたしました、「令和7年第2回港区議会定例会の質問について」ということで、ご報告をさせていただきたいと思います。今回については資料の1ページ目、代表質問が12問、それから一般質問が25問、計37問ございました。質問の内容については、項目については1ページ目から2ページ目にまたぐところでございますので、ご参照いただければと思います。

項目が多いので、代表的なものについて内容をご報告させていただければと思います。まずおめくりいただきて、13分の3ページです。代表質問が12問ある中で、自民党議員団、土屋準議員の方から、二つ目の19番になりますけれども「中高一貫校の検討状況について」という質問がございました。

内容については、検討の状況についての質問でございまして、答弁については、教育長を委員長といたしまして、有識者、PTA役員等を交えた検討委員会を立ち上げたこと、また、今月12日の検討委員会では委員からご意見を頂き、設置に向けた検討をしていくこと、また今後、港区が目指す中高一貫校の方向性についてまとめていく予定であるということを答弁しています。

代表質問におきまして、他会派からも同様の質問がございましたので、ご報告をさせていただきました。

続いてその次、下段になりますが、20番の「国際理解教育について」ということで、「海外修学旅行の令和6年度の課題を踏まえた改善について」ということで、今年度も5月26日から順次実施をしてございますけれども、改善点についての質問がございました。

答弁内容については、現地の学生とのイングリッシュプログラムの内容の改善や、プログラムを新たに用意するなど改善を図っていること、また、現地の暮らしについても水分補給の徹底ですか熱中症対策や食事の改善について、答弁をしてございます。

おめくりいただきて、少し飛びますが、5ページ目一番最初を御覧いただきたいと思います。みなど未来会議の玉木議員からの質問で、学びの多様化学校「Minato School」についての、他の学校についての取組の展開についてということで質問がございました。

答弁の内容としまして、本年4月に開講した「Minato School」の取組や今後の育成についてお話をさせていただくとともに、今後については「Minato School」の効果的な取組を展開する検討をしていくという内容です。

おめくりいただきて、6ページ目一番最初を御覧いただければと思います。こちらが、先程自民党議員団の土屋準議員からもございました中高一貫校創設の質問なのですが、その前段で、一番上の4の(1)が「小中一貫教育における教育活動の充実について」といった質問が前段で述べられました。

こちらについては、質問者は「高1ギャップ」と表現されていましたけれども、小中一貫校卒業後に起こり得るような問題についてということで、中学校卒業後の進路先において順応できるようなことをどうやってしていくのかという質問に対しまして、昨年度、アンケート調査を教育委員会で実

施をいたしまして、「卒業後の新しい環境でも他学年と円滑に交流できた」などの声があつたことを紹介させていただいております。今後はアンケート項目の見直しなどを行うとともに調査実施校を拡大するということと、小中一貫教育における教育活動のさらなる充実を図るというような答弁内容になつてございます。

スポーツについて、立憲民主党議員団の兵藤議員から二つ質問がございました。12ページの頭にあります6番が、東京2025デフリンピック開催に向けた気運醸成と周知啓発についての質問でございました。

答弁としては、今月から、大会のエンブレムを用いたフラッグを区施設に設置していること、また8月には、大会開催が迫つてまいりますので、区役所ですとか札の辻スクエアに大会のメインカラーとなる桜色をイメージした装飾を行う。それから、9月に開催される東京世界陸上の気運醸成と併せて、世界記録を体感できるVR、仮想現実ですけれども、こちらのイベントを港区スポーツセンターで実施する。それから全区立幼稚園、小・中学校にイベントのチラシを配布し、広報みなど等で紹介するなど理解促進につなげてまいります、というような答弁をしております。

最後になりますけれども、その次の7番です。こちらは、MINATOシティハーフマラソン2025の安全対策についてです。健康管理について、安全安心な大会にどうしていくのかというようなご質問でした。

健康管理の注意喚起を強化することと、日本陸上競技連盟が作成されている健康チェックリストの確認を必須とするなど、ランナーご自身の健康管理意識の向上を促すというもの。また、改善といつてしまして、コース上にベンチ、給水などの機能を備えた休憩所の設置、それから全給水所でスポーツドリンクの提供、水を含んだスポンジを配布、さらには医師・看護師を増員。また当日、ランナーとして、救護に当たられますメディカルランナーを新たに導入するなど、体制を強化しているというような答弁をさせていただいています。

いくつか、要約してございますが、令和7年第2回港区議会定例会の教育長答弁の内容については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長　ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員　昨日、御田小の人事課訪問に参加させていただいて、授業を見させてもらって、いわゆる複線型授業というものを実施しているのだというようなことは見させてもらったのですけど、複線型授業というのは、どういうことを言っているのかということの確認と、それから、いわゆるタブレットを使った教育方法ではないと実践できないものなのかどうかと、私、根本的な疑問として昨日見て思ったものですから、そこをちょっと説明してもらえますか。

○教育指導担当課長　ご意見ありがとうございます。まず、ちょっと前後してしまうかもしれないのですが、複線型授業という手法、取り組ませ方に関しては様々な観点があつて、知識、理解や思考力、判断力、表現力を養わせる学習の仕方なのですけれども、複線型授業に関するところについては、思考力、判断力、表現力を育ませるための手法の一つとしてあるものです。これについては、今まで実践してこなかったのかという訳ではなくて、実践してきている中ではあります。逆にいう

と、知識、理解に関わるところで複線型を行ってしまうと、本当に理解するのかどうか、個別でそれぞれやらせてしまうので、その部分については疑問が残ったり定着が図れなかったりするケースもあるので、どの場面で複線型授業を行うかというところがポイントになってくるところです。

複線型授業自体は、自分でもう主体的に進められる子、または先生がヒントを与えることによって自分で進められる子、または友達同士で関連しながら一緒に討議とか考えを話し合わせながら進める子、それぞれいる形ですので、それが進め方を教育・把握して、ティーチするのではなくてファシリテートする。伴走型で支援していきながら授業を行うというのが複線型授業という形になります。

これはＩＣＴが絶対に使わなければいけないのかということは、決してそうではない。そもそも、そういう形での授業スタイルを実践してきた先生もいらっしゃいますし、その中でより効率的でかつ効果的なポイントとしてＩＣＴを使うというのが一つあるというところです。なので今回、ＩＣＴを使いながら効果的なところをより実践できるようにということで、複線型授業というのを大きく打ち出して、ＩＣＴと絡めてという形で出しているというところであります。

○中村委員 分かりました。私の考え方間違っていたといった感じですね。あくまでもこれまでやってきた先生はいっぱいいるし、やっていた人もいるのでしょうかけれども、それをよく効率的にやっていくために、タブレットを効果的に使っていくと、そういう位置づけでよろしいのですよね。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 今年は特に色々なことがみんな動き出している状況で、今の複線型授業もそうですし、教育委員会の中だけで議論すると、それだけで1時間くらいかかる可能性があります。

そこで今日皆さんからご質問が出たものも含めて、資料も、複線型授業もいい資料があります。それを見るとすごく理解できると思うので、全部整えた上で調整できればと思います。

また来年度に向けて、予算要求も間もなく始まるので、それも含めて、少し時間を取って一回勉強会的なものをやろうかという話を事務局で行っております。別の日にちを設定すると皆さん大変になってしまふので、教育委員会の中で時間を作り、実施できればと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、報告は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、「その他」でいくつかありますので、図書文化財課長お願いします。

○図書文化財課長 高輪築堤調査・保存等検討委員会の進捗状況についてご報告させていただきます。7月2日に開催された委員会についての報告です。資料を御覧ください。

6月の委員会で協議した方針に基づき、5・6街区の高輪築堤跡の文化財価値及び保護措置の基本的な考え方について、委員の見解が取りまとめられ、(2)として文書が出されました。少し長くなりますが、全文を読み上げさせていただきます。

5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について（2）。本文書は2025年6月4日の第56回高輪築堤調査・保存等検討委員会において協議した方針に基づき、5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置の基本的な考え方について、高輪築堤調査・保存等検討委員会委員の見解を取りまとめたものである。

1、第56回高輪築堤調査・保存等検討委員会で協議した方針。第56回高輪築堤調査・保存等検討委員会では、以下の2点を協議した。

①文化財的価値の評価については「5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について（3）」及び「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について」において示した委員見解を出発点とすることが確認された。

②保護措置については、開発計画をゼロベース、すなわち白紙にして現地保存を検討することを協議の出発点とすることを示した。

2、文化財的価値について。文化財的価値の評価について、これまでの委員見解をまとめると以下のようになる。

①高輪築堤跡の遺構は日本の近代化土木遺産を代表する遺跡として、我が国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めている。また、東京や高輪の地域史を考える上でも貴重な遺構である。

②国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に指定された2街区の築堤部及び3街区の第7橋梁橋台部、築堤部と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有していると評価できる。

③高輪築堤跡の文化財的価値の判断基準は、希少性、連續性、遺存度、歴史的重層性という観点に基づいている。

④5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡は、1から4街区の高輪築堤跡と同等の文化財的価値を有するとともに、高輪築堤跡の構造の多様性を示す貴重な遺構であると考えられる。高輪築堤跡の構造の多様性は、構築方法の違いや構築時の工区を示すものである。また第8橋梁及びそれに伴う南北横仕切堤が含まれ、旧品川停車場につながる部分に当たる点も重要である。⑤6街区の海側石垣に設置された張り出し遺構は、4街区で検出された信号機跡と類似しており、我が国最初期の信号機跡と推定される貴重な遺構である。

3、保護措置について。保護措置についての基本的考え方は以下のとおりである。

①保護措置は上記のような文化財的価値の評価に基づいて判断する。特に高輪築堤跡全体が希少性の高い遺構であり、その中でも信号機跡は極めて希少性が高い。高輪築堤跡の遺構は連續性を有し、遺存度は極めて良好である。鉄道開業時から複線化、三線化、さらに周辺の埋め立てを経て現在に至る日本の鉄道発展の歴史的重層性がうかがわれるという評価を前提とする。

②1から4街区の保護措置については、3街区第7橋梁橋台部約20メートルと、それにつながる南北の築堤部各約30メートル、合わせて約80メートル及び4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構を現地保存することを要望した。残念ながら後者は実現できず、信号機跡を含

む築堤跡約30メートルを移築保存することになった。すなわち、1から4街区で現地保存された築堤部は、第7橋梁橋台部につながる南北約30メートルずつ、2街区の公園部分の約40メートルであり、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい連続性を有する築堤部の遺構が現地保存されたとは言い難い。

③保護措置は現地保存、移築保存、記録保存に分かれるが、遺跡の価値は現地保存によって維持されるものである。移築保存、記録保存の際に発掘調査が行われるが、考古学では、発掘調査は遺跡を破壊する行為の一種とされている。埋蔵文化財行政では原則として、遺跡は現状のまま後世に保存する現地保存の措置を取り、やむを得ずそうした措置を取ることができない場合、発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成する記録保存が行われる。したがって保護措置についての協議は、遺跡の全面的な現地保存を検討することを出発点とする。

④2025年4月9日の第54回高輪築堤調査・保存等検討委員会に提出されたJR見解には、「まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けて」という文言があるが、ここでいう両立とはどういう在り方を示すものなのか、委員と見解を共有する必要がある。

以上のような5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置の基本的考え方を、今後の協議の方針として提示する。

文書は以上となります。これを踏まえて8月にJR東日本から、検討状況について説明する予定となっております。説明は以上です。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 今の説明だと、5・6街区についてはまだJRの方から、こういう方向で開発したいとかというのは、特に中の図面とか、あるいは口頭での説明とか、そういうのは全くないということを理解していいですか。

○図書文化財課長 4月の検討委員会でJRが一度説明をしたのですが、委員としてそれは認められませんということになって、協議としては何も進んでいないという状態になっています。それを踏まえて、6月、7月の文書のやり取り、文化財的価値をまず確認しようと、保護措置の方向について確認しましょうというやり取りをしてきたというのが、これまでの流れになります。それを踏まえて7月にこの文書が出されたので、8月にJRから開発状況というか現在の検討状況についての説明がされるという流れになっております。

○中村委員 一応4月頃ですか。JRから「こういうふうな」と示されたということですけれども、具体的にはどういうふうにして使いたいという内容だったのですか、その5・6街区部分は。

○図書文化財課長 内容としては、基本的には1から4街区と5・6街区が同等と見ていくと。それによって、基本的には現地保存というよりかは記録保存で行きたいという説明の仕方を、JRはしていました。

○中村委員 その5・6街区をどういうふうな形で開発するから記録保存でやりたいと、どういう方法で開発するという、開発方法は特に具体的にはなかったということですか。

○図書文化財課長 もともとJRが持っている開発計画というのですかね、高輪ゲートウェイの。というところのコンセプトに基づいての説明がありました。

○中村委員 それによると、5・6街区はどう使うと。もともと出してきた図面を見ると。

○図書文化財課長 確定しているものではないのですけれども、現在の予定しているものにそのまま当てはめてしまうと、保存として残る部分が余りないというようなものが示されたということになります。

○中村委員 ということは、1から4街区のところと同じような建物みたいなものが、ずらずらずらと並んでくるという、そういうイメージだということですかね。

○図書文化財課長 具体的な図面までは至っていないのですけれども、はめてしまうと、建物が敷地にはほぼはまりこんでしまって、いわゆる、残せる部分がないというようなものの説明の仕方でした。

○中村委員 分かりました。

○山内委員 今回のこの第56回の検討委員会の協議した結果の見解は、非常に重要なものだと思います。やはり何よりもまず、協議の中の②ですよね。第1項②の「保護措置については、開発計画をゼロベース、すなわち白紙にして現地保存を検討することを協議の出発点とすることを示した」。これは非常に重要な点だと思います。これはやはり、そもそも第4街区の議論をしたときに当然要望していたことなので、それはしかも、その第4街区を議論した時点から言っていた訳ですから、これを踏まえた検討になるのは当然のことだと思います。

それから、やはり2の文化財的価値について丁寧に記述されていて、これは非常に、この文化財的価値を漏れなくきちんと示しているものと思っています。加えて言えば、これは我が国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上の重要な位置を占めているというだけでなく、世界の文明史の上でも非常に重要な遺構ですから、この価値をきちんと評価し理解して対応していくというのが重要だと思っています。いずれにしても、今回出てきた方針の見解というのは、第4街区の部分のときに、港区の教育委員会として出した見解・要望とも一致するものですし、そういう意味でも心強い方針だと思いますし、これをしっかりと押し通すことが大事なのではないかと思います。

何よりもやはり日本が、あるいは港区が、まず日本がということでいえば、こういう技術を持って、世界の文明史の中でも真っ先にアジアの中でこういう鉄道を引けたという、その歴史的な価値というものと、港区という立場で言えば、その歴史的な意味というのをきちんと認識している区だということで、ある意味で日本が、港区が、世界に信頼される国、自治体になるための非常に重要なものだと思っています。そういう意味では、これからも引き続きこの方向が進むように対応していただければと思います。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございました。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは「その他」の二つ目に入ります。

○先端教育担当課長 私から1点、港区中学校海外修学旅行の実施につきまして、状況につきまして情報提供の方をさせていただきます。資料は、A4縦の「実施について」ということで、実施日程と令和7年度からの主な変更点、そして現在赤坂中が前半最後で行っておりますが、その前まで高陵中

の様子を、写真をつけて実際に載せております。情報提供の内容としまして、今回、実施の日程が5月から9月26日までで全10校になっております。前半が、お台場学園、三田、御成門、高松、高陵、赤坂学園ということで、現在、赤坂中学校の方が行っている状況でございます。全ての日程、前半で、特に大きな問題もなく、子どもたちを含めてかなり楽しめて、かつ学びを得ているという状況でございます。

今回、特に海外修学旅行の様子で見ていただきたいのが、昨年度、6年度から変更ということでキャリア教育というものを今回入れております。特に高陵中学校の最後のページを見ていただきますと、スタートアップ企業の見学というところで、現地のスタートアップ企業の方から直接お話を聞く機会を得て、高陵中の生徒も刺激をかなり受けているというところでございました。

あと、全行程、イングリッシュチャレンジプログラムというもので全て、前回令和6年度に関しまして、現地の方にインタビューをするというところがあったのですけれども、私も実際に現地に行ってみて、なかなか現地の方に、余りそんなに歩いていないというか、インタビューをするのはハードルがちょっと高くて、その代わりに現地の学生とともにクイズラリーみたいな形で各地域を巡って、そこで英語で実際にお店の方にお話聞いたりという形で変更しております。併せて、最初に生徒さんと現地の学生がマッチングするのですけれども、そのタイミングで全ての中学校の生徒さんが、その現地の学生さんに向けて自己紹介、私の好きなものはこういうものですみたいな形で、例えばアイドルグループが私は好きですみたいなことを話して、最初にコミュニケーションを取るというところで、英語をどんどん発言する場というのを令和7年度は改善している状況でございます。

今回、令和7年度の前半校のところで、改めて先程の教育委員会でのお話ではないですけれども、前半での課題みたいなものを一度まとめて、改めて教育委員会の方に情報提供とご報告というのをさせていただく予定でございます。後半が終わったところで、今年度も途中で「あり方検討委員会」を開いて、次年度以降の実施をどうするかというところも含めて、教育委員会の皆様とともに検討しながら進めていきたいということを考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

報告は以上でございます。

## ○教育長

皆さんから質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、「その他」はほかにございますでしょうか。

○教育指導担当課長 私の方から、教職員の服務の厳正と適切な指導の徹底ということでお話をさせていただきます。7月の頭くらいになるかと思いますが、名古屋市と横浜市の教員の方で、一部グループチャットによる不適切な児童の盗撮の画像を共有したという案件があって、逮捕案件となっております。こちらの方の情報提供等、報道発表等を受けてすぐに区教育委員会として、教育人事企画課及び教育指導担当の方で通知等を発出させていただきまして、服務の厳正について改めての確認、あと指導の見直しという形で通知を一度発出し、1枚おめくりいただきまして、さらに7月4日に、性暴力等の根絶に向けた環境整備の徹底という形で改めて再度通知を出して、校内におけるチェックを行っております。

1枚おめくりいただきまして、こちらの方のチェックリストを御覧いただければと存じます。実際に盗撮画像の撮り方だったりとかというところが、報道発表等出されたときに子どもの着替えであつたりとか、実際の私物等の持ち込み等可能性があるところをしっかりとこちらの方としては対応していきたいという考え方から、物理的な死角をゼロにする徹底であつたりとか、教職員が1人の教員で対応することなく複数で対応できるようによることであつたりとか、あと、情報機器の管理の徹底ということで行っているところを、毎月基本、管理職、校長、副校長の方がチェックし、その旨を指導主事の方が訪問した際に改めて情報を確認させていただいて、何か不測の事態、または疑われる事案があった場合にはすぐに徹底対応できるような形で報告を上げてもらうという形で今、進めているところでございます。

現在のところまで、7月の段階ですが、物理的なものであつたりとか何か対応が必要なものということについて報告はございません。指導主事の方も、電話等で確認を含めて行っていますが、今のところ特に大きな問題はなく、教育活動は進めているところでございます。

私の方からの報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 チェックリストを拝見したのですけれども、(3) の「1対1の禁止」というのは難しいような気がするのですけれども。

○教育指導担当課長 部屋の中での1対1というのは行わないようにという話をしています。例えば子どもが残ってしまっていて教員が入らなければいけないときには、ドアを開けた形で行うとか、あと指導のところも、廊下で1対1で話をする場面はあるかと思います。ただそれは、廊下から管理職が状況を把握できたりとか、ほかの先生方も見知った状態にする。部屋が閉じられた状態の中での1対1がないようにということ。また、どうしても聞き取りを行わなければいけない場合には、複数教員で状況を把握する。または、異性、男性・女性の教員で聞き取りをするという形など、配慮した形で行うようにということで指導を行っています。現在のところ、そういうところでの問題は報告されておりません。

○教育長 冒頭に「密室」が記載されていますね。

○田谷委員 「密室」がということですね。分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 今の田谷委員の質問で、結構、現場としては配慮するところだと思うので、あるいは生徒にとってもやはり安心して相談したいというときに、余り周りに人がいないところでこそ安心して相談できるという場合もある訳ですよね。だから、どう生徒の安心と、あと実際、極めて起こり得る可能性は少ないだろうけれども、こういう事故が起こるということも防ぎながら、でも安心して話せる環境をつくることは非常に重要です。そうすると、単に密室での1対1は駄目ですよというだけだと対応し切れないと思うのです。そうであれば今度、学校の中で少し人の目もあって、でも安心して落ち着いて話せるような空間づくりというのをしていかないといけないのではないか。

学校を見ていても、例えば赤坂中学校のように非常に廊下も広くて、ああいう中でもベンチのような場所もどこにでもあるような、ああいう構造だったら本当にどこかで少し腰掛けて1対1で相談できる。でも人の目も何となくあるという空間ができた。でも、学校によっては廊下も狭いし、そういうベンチもないし、図書室もそれ程の広さもないし、というところもある訳です。そういう意味では、今後学校の、特に空間的に余裕のない学校についても、話しやすい場所、人目があって、でも安心して落ち着いて話せるような場所づくり。あるいは椅子とかベンチの置き方というのは工夫していく必要があると思いますよね。その点はいかがですか。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。各学校、その場所の状況についてはご意見いただいたところも参考にしながら、こちらも検討させていただければと存じますが、現状として、子どもが本当に相談したい場合、1対1で相談したい場合は、やはり子どもの要望等に基づき、一応確認はさせていただいて、もう1人先生とか一緒に入っても大丈夫かどうかという確認は取ります。そういうことがなくて、やはり1対1がいいことであれば、一応教育相談室というのが全小・中学校に設置されておりますので、その場所は一応、話しやすい雰囲気づくりを設定した場所としては一応ありますので、こここのところを利用させていただきます。

記録等に基づいて何か問題ないかというところは、こちらの方はカウンセラーだったりとか教員だったりが聞き取りした内容について把握するような形を取っている。今後、そういうことが色々なところにあった方がいいかどうかというのは、ちょっと校長とも確認しながら、検討も必要なところは進めていきたいと考えます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 (4) の情報機器の管理の徹底というところなのですけれども、先程の議員の質問の中にも、区立中学校の広報強化についてという質問がありまして、教育長が回答されているのですが、どうしてもそういうことを積極的にやろうとすると、やはり写真を撮って、情報というのは文章よりもやはり画像の方が説得力あると思うので、どうしてもそういうのを撮るようになる。ところがやはり、中にはそういうのを不快に思う生徒もいるかもしれないですね。ですから、こここのところで持ち込みはいけないとか何とかと言っているけれども、ただやはりそういう広報活動をしようとそういう写真も必要になる。

それと今、写真撮影、動画でも静止画でも難しいのは、やはり正面から撮るのは難しいですよね、顔が割れてしまうから。だからどうしても後ろ姿を撮るようになる。そうすると、後ろ姿だけだと活力がないというか、何をしているのか分からることになってくる。運動会の写真などでもそうですね。今、写真を撮らないでくれと言っている学校もありますから。あるいはSNSに出さないでくれとか。僕はそれはすごく当たり前のことだと思う。その辺のところは、教員にはどのように指導されているのですか。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。基本的には私物のスマートフォン等の持ち込みを行わないことは、もうこちらの方は以前からもお話しさせていただき、今回かなり徹底するようについて改めてお話ししているところでございます。そもそもそういうものを使用するに当た

つては、教員用のタブレット等ございますので、そういうものを活用しながら写真とか撮っていただいて、データを集めて、管理職の把握する下で広報用にアップロードしたりとかということを行っているところでございます。

子どもたちの写真の撮影のところ、どうしてもやはりあるのですけれども、保護者の方には基本的に撮っていいかどうかというのは事前に了解を得て、難しい場合は、特定のお子さんについては映っていないかどうかも、学校の方の管理職を含めて確認した上でアップロードを行っているところでございます。ちょっと手間はかかるのですけれども、なるべくやはり生の教育活動がリアリティを持って臨場感ある形で伝えられるようにという形の努力と、あと実際に個人情報の保護、安全・安心というところも鑑みながら、バランスを取って進めているところでございます。

○田谷委員 ありがとうございます。例えば各地区の委員会の活動などでも、やはりバスツアーとか宿泊を伴うようなことをやった場合に、その個人を撮影していいかどうかという許可をもらうような書類があります。それで駄目な場合は、例えばバンダナの色を変えるとかね。その辺なども考えていただければと思います。

それと学校、教育活動は比べようがないと思うのですけれども、そういったところをきちんと分けてもらうことも必要だと思いますし、それとやはり、例えば授業中などでもいきなり入ってきて、たとえ後ろ姿でもぱちぱちと撮っているというのは、やはり生徒は気が散ると思うのです。だからその辺は、何かそういう決まりというかそういうものをつくって、今日は写真撮影しますよとか何とかという形で、いつでものべつ幕なし、教員どなたでも写真を撮ってもらっているというのは、僕はやはり環境的によくないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。実際に写真を毎回撮っているという形では、基本的にはない形でいます。管理職の方が、校長の方とかが、必ず日に2回から3回、校内を回って行います。そのときには校長の方で、必要なところは写真を撮るというのは、事前に児童、生徒にはお話をしているところなので、基本的には大丈夫かなというところはございます。また教育委員会が来る場合には、事前に子どもたちには「教育委員会の人が来るよ」という話をしております。何より一番は、教員がしっかりと授業ができていれば、子どもたちは集中しておりますので、いくらでも写真を撮っても問題なく進行できるものと考えますので、しっかりと授業改善を進めていきたいと、併せて考えます。

○田谷委員 おっしゃるとおりでございます。ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかは、いかがでしょうか。では、この報告は以上とさせていただきます。

「その他」は、教育人事企画課長、お願いします。

○教育人事企画課長 今年度も、夏季休業期間における学校の一斉閉学期間を実施させていただきます。今年度は8月1日金曜日から8月22日金曜日まで、22日間となります。この期間におきましては、日直等も置かず先生方がテレワーク等を活用し、柔軟に働いたり、休暇をしっかり取ったりし

て、リフレッシュ、その他普段できないような研修等に参加して自己研さんに励んでいただきたいと考えております。以上でございます。

○山内委員 一斉閉庁期間は、学校のということですか。

○教育人事企画課長 幼稚園、小・中学校、全てです。

○山内委員 8月の。

○教育人事企画課長 1日金曜日から8月22日金曜日です。

○山内委員 その間の教員の方々は、その間の休暇扱いの日という是有るのですか。

○教育人事企画課長 教員については夏休が5日あります。

○山内委員 夏休が5日。

○教育人事企画課長 それから有給を使ったり、テレワークを使ってご自宅で事務的なことなどを集中してやっていただいたりして勤務していただきます。

○山内委員 夏休の5日というのはその中に入ってくるのでしょうか。

○教育人事企画課長 特にそれは関係なくしています。

○山内委員 そうすると結局、一斉で学校が閉まっている期間が1日から22日ですと。夏休や有給扱いのない日はテレワークで仕事してくださいという日だということですね。

○教育人事企画課長 テレワークを使っても結構ですという形です。

○山内委員 学校に来てもいいですか。

○教育人事企画課長 来てもいいのですが、基本は来ないで、休暇を取るか必要に応じてテレワークをすることを推奨しております。

○教育長 山内委員がおっしゃったように、その間は仕事をする人はテレワークで、連休あるいは夏休みを使う人は使う。基本、学校には来ない。

○山内委員 ちなみにテレワークのときというのは、何か届けとか出さなくてはいけないですか。

○教育人事企画課長 チャット等を使いながら、今から勤務を始めますというのと、例えばこれでお昼に入りますとかような、服務についてはしっかりと管理職に報告させるように各学校に校長会等で周知をしております。

○山内委員 そうすると管理職の方々は休めない。

○教育人事企画課長 チャットで送ったりすれば、できますので。

○山内委員 結構大変ですね。

○教育長 校長、副校長で分担しながら。全部見てはいないですからね。

○中村委員 校長と副校長は出ているのですか。

○教育長 出ていなくて。

○中村委員 誰もいないですね。

○教育長 誰もいません。

○中村委員 完全に閉められて。

○教育長 原則ね。部活動とか、あるいは学校開放は別の人気が来て開放します。この取組は結構全国的にも、働き方がなかなか進まない中で、非常にいい取組だねということで、色々な学校から問合せが来ているようです。これはもう意識の変化で、どうしても学校に行って仕事をしたいという人もいるらしいですが、そうするとまた、ずるずる来てしましますからね。非常に効果的だよね。

○教育人事企画課長 そうです。夏季休業期間におけるテレワークの実績ですけれども、令和5年度は134人の先生が延べ591回使っておりましたけれども、昨年度、特にチラシ等で啓発を行い励行したところ、令和6年度は268人の先生が延べ1,475回、昨年度に比べ2.5倍近く使用しました。テレワークに慣れてくれば、使い方もうまくなるものとこちらは考えております。今年度も7月の校園長会で、テレワークの活用について私どもからも促進するよう案内いたしました。

○山内委員 テレワークというか、学校に来なくていいという期間に自由度を持たせるというのは非常に重要なと思うのです。家で仕事をするのもいいし、ある意味で見聞を広めたり、教えるためのネタ集めにどこか地方に行って博物館を回ったりとか、資料館を見て回ったりとか、そういうのだってあっていい訳ですよね。そういうのも認めているのですか。

○教育人事企画課長 はい。例えば管外の出張は、必要書類等を出していただいて承認して行います。

○山内委員 やっていることをしっかりとやつていれば、どこにいてもいいということですね。つまり、要は東京ではなくて例えば福岡のどこかのミュージアムに行っているとか、あるいは四国の色々なミュージアム巡りをしているとか、美術館巡りをしているとかという。

○教育人事企画課長 それは、服務上の取扱いをしっかりとやつていれば、様々なことに使っていただくと。

○教育長 それはだから、海外出張も認めているということですね。

○教育人事企画課長 そうです。ありがとうございます。

○鈴木委員 去年行ったときに真っ暗で、用があった先生のみいらしたという形だったのですけれども、その期間の緊急連絡先というのは、各学校どういうふうに設定されているのでしょうか。例えばメールなのか、電話なのか。

○教育人事企画課長 学校に直接何か緊急を伝えるときには学校の携帯電話がございます。そちらを管理職が持っていますので、私どもから伝えます。

○鈴木委員 それは保護者にも伝わっている番号ですか、伝える番号なのですか。

○教育人事企画課長 はい。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 この、今言った一斉閉学、これは別に、例えば東京都内とかの学校が普通にやっていることではないのですか。港区が先端的にやっているのですか。

○教育人事企画課長 3週間というのは港区が先陣を切って、先端的にやっております。他の区ですと、1週間くらいの閉学期間というのはあります。

○中村委員 のは港区が。

○教育人事企画課長　はい。

○鈴木委員　その期間、教育委員会はどうされているのですか。

○教育人事企画課長　通常通り勤務しております。私たちも夏休をうまく取りながら勤務しております。

○鈴木委員　そこまで拡大される予定はないのですか。

○教育人事企画課長　今のところはございません。

○鈴木委員　何かご検討いただいた方がいいのではないのですか。

○教育人事企画課長　色々と業務がございますので。

○教育長　地方ではお盆の3日間は役所が休みというところはありますけれども。

○鈴木委員　では、ここは一斉休業ということでしょうか。

○教育長　ないです。やつたら大変なことになります。

○鈴木委員　駄目ですか。

○教育長　意識改革をすればね、区民の皆さんもね。

○鈴木委員　いいと思いますけれども。大変なのですね。

○教育長　ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この報告は以上とさせていただきます。次は。

○教育長室長　「その他」の最後になります。事前の情報提供になりますけれども、行政不服審査の関係で、審査請求が1件提出をされております。先月の6月27日に収受をさせていただいております。内容については改めてお諮りをいたしますけれども、教育委員会としての処分に対する審査請求になりますので。今後ですけれども、まずは処分庁、学務課になりますが、弁明書を作成いたします。お手元に資料、お配りをさせていただきます。

一番上にあります審査請求書の提出がありました。開示を行って処分を知ってから3か月以内ということで準備をしております。今後、右から二つ目のカラムにありますけれども、処分庁、処分課の方から弁明書の提出を受けて、相手方から反論書の提出があった場合、反論書の提出を促しまして、審査庁、こちらは委員会事務局になりますけれども、審議手続を行った上で、最終的に教育委員会にお諮りして採決というような流れになります。

場合によっては、本人がご希望すれば口頭意見陳述の機会も与えることになるかと思いますので、このような流れで進めていくことになるかと思います。具体的には弁明書の提出があった段階で、改めて詳細の内容についてはご報告をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。事前の報告ですが、以上となります。

○教育長　ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。今、室長の方から説明があったように、弁明書の提出が出てきた段階で、また次のステップに入っていくということで、その時点で内容についても詳細を説明させていただければと思います。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、本日の委員会の方はこれで終了とさせていただきます。

次回は7月24日木曜日、これはオンラインで開催する予定ですので、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員